

購入・工事に関する取引基準書

2017年4月1日改定

三菱ケミカルアクア・ソリューションズ

1. 一般事項

1. 1 本基準書の目的

- (1) 本基準書には、三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社（以下「当社」という）が当社の製品を製造するために使用する材料、部品、機器、製缶物、装置等（以下「購入品」という）および工事施工・SV派遣等（以下「工事」という）を発注、もしくは見積依頼するに当たり、当該役務の実行者またはその取扱商社（以下総称して「取引先」という）が遵守すべき事項、ならびに、当社との取引条件について定める。

1. 2 図書類および情報の取扱い

- (1) 取引先は当社が開示または提供する仕様書、図面等の書類（以下「本図書類」という）および技術情報・知識、ならびに、企業上・業務上の情報（公知公用のもの、取引先の所有に属するもの、および取引先が第三者から合法的に入手したものを除く。以下「本情報」という）を本基準書および個別契約の目的以外に使用しないものとし、かつ、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 当社が開示または提供した本図書類・本情報に基づき取引先が作成した書類、およびこれらの複写（以下「取引先作成書類」という）は原則的に当社の所有に属するものとし、取引先は善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理するものとする。
- (3) 取引先は、当社が本図書類、本情報、および取引先作成書類の一部または全部の返還を求めた場合、直ちにこれらを当社に引き渡すものとする。

1. 3 協議事項

- (1) 本基準書の解釈に関する疑義または本基準書に定めのない事項については、当社と取引先は、都度協議の上決定する。
- (2) 当社および取引先は、協議の上、本基準書の一部を変更して適用することができる。
- (3) 1. 1 (1) の「購入品」のうち、一般的汎用機材、取引先の量産品等については、当社と取引先の協議により、本基準書の一部を適用しないことがある。

2. 見積

2. 1 見積作成の技術基準

- (1) 取引先は当社の依頼に応じて、当社要求内容を具備した見積（以下「見積」という）を、指定期日までに提出するものとする。
なお、取引先（見積者）が取扱商社の場合、見積には当該役務の実行者名を併記するものとする。
- (2) 見積は、法令（政令、省令、告示、通達、指導、条例、規則、規格等を含む。以下同じ）に定める要件・基準を満足するもので、かつ、第三者の工業所有権等を侵害しないものでなければならない。（法令とは、原則として国内法令をいう。以下同じ）
- (3) 取引先は、当社が依頼した場合、当社の指定する場所で見積に関する技術打合せ（以下「見積打合せ」という）を実施する。この場合、取引先は見積打合せの記録を当社に提出する。
- (4) 見積作成に当たり、本図書類相互の内容に相違がある場合、本図書類の優先順位は原則として次の通りとする。ただし、当該相違が生じたときは、取引先は都度当社に照会し、当社の指示に従うものとする。
 - ① 見積打合せの結論
 - ② 個別仕様書（当社が提出した仕様書、データシート、特記仕様書）

[2017年4月1日改定]

- ③公的規格（JIS, JEC, JEM, その他の規格等）
- ④本基準書および関連する旧日本錬水エンジニアリング設計基準（RSE）

2. 2 関係書類の提出

- (1) 取引先は、見積の作成・提出に当り、当社が個別仕様書または技術基準で指定するもの他に、見積仕様書、参考図および支給品明細書、ならびに都度当社が依頼する書類を当社に提出するものとする。
- (2) 取引先は、当社が依頼した場合、見積金額の内訳、ベンダーリスト等を当社に提出するものとする。

2. 3 代案

- (1) 当社の要求仕様とは異なるものの、「購入品」、「工事」の品質および性能を損なうことなく、価格、納期（工期）、品質・性能が改善される代案がある場合、取引先は、当社の事前の了解を得て、見積とともに、または見積に代えて代案を見積もることができる。なお、当該代案については、当社の要求仕様と異なる全ての事項を見積仕様書に記載するものとする。

3. 契約

3. 1 契約

- (1) 個別契約（以下「本契約」という）は、当社が取引先に対し注文書を発行し、これに対する取引先の注文請書を受領することにより成立する。
- (2) 本契約成立後、当社および取引先が合意した場合には、本契約の一部または全部を変更することができるものとする。この場合には、前項と同様、改めて注文書および注文請書を取り交わすものとするが、注文金額以外の軽微な変更については当社および取引先合意の上、これ以外の方法によることができるものとし、具体的な方法については都度協議の上決定する。
- (3) 本契約を構成する文書および文書の優先順位は次の通りとする。
 - ① 注文書 ② 発注仕様書 ③ 見積依頼書・同仕様書 ④ 本取引基準書

3. 2 権利・義務の譲渡、継承の制限

- (1) 当社および取引先は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡または継承してはならない。
- (2) 取引先は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、当社に引き渡す前の「購入品」、「工事」（完成、仕掛りの別を問わない。工服用部材を含む）を第三者に譲渡、貸与、継承または自己の担保の目的に供してはならない。

3. 3 契約の解除

- (1) 取引先が次の各号のいずれかに該当するものと認められたときは、当社は本契約の一部または全部を解除することができるものとする。
 - イ. 正当な理由なく、取引先が、本契約、または本基準書を履行する見込みがないとき。
 - ロ. 取引先が、本契約、または本基準書に違背し、契約の目的を達することができないとき。
 - ハ. 取引先の振出もしくは引受の手形、または小切手が不渡りとなったとき、および、そのおそれが強いとき。
 - ニ. 取引先の保証もしくは裏書きした手形、または小切手が、前ハ号と同様の事態に陥ったとき。
- (2) 前項の規定に基づき当社が契約を解除する場合、当社は、取引先に本契約における契約金額を基準とした相当の対価を支払うことにより、当該「購入品」、「工事」（完成、仕掛りを問わない。工服用部材を含む）の引渡しを受けることができるものとする。

4. 設計

4. 1 設計基準

- (1) 取引先は、本契約に基づく設計に当り、法令に定める要件・基準を満たし、かつ、第三者の工業所有権等を侵害しないようにしなければならない。なお、適用法規は、発注仕様書等で指示する。
- (2) 取引先は、本契約成立後または当社からの注文書の受領後、当社が依頼した場合、当社の指定する場所で設計に関する打合せ（以下「設計打合せ」という）を実施する。この場合、取引先は設計打合せの記録を当社に提出する。
- (3) 当社が見積依頼時に取引先に提供または開示した本図書類の内容と、設計打合せ、または発注仕様書との間に相違があるときは、その優先順位は原則として次の通りとする。ただし、当該相違が生じたときは、取引先は都度当社に照会し、当社の指示に従うものとする。
 - ①設計打合せの結論
 - ②発注仕様書
 - ③見積打合せの結論
 - ④見積依頼時の個別仕様書
 - ⑤公的規格（JIS, JEC, JEM, その他の規格等）
 - ⑥本基準書および関連する旧日本錬水エンジニアリング設計基準（RSE）

4. 2 関連書類の提出

- (1) 取引先は、本契約成立後速やかに、本図書類で当社が指定した書類（納期・工期管理表、個別仕様書等）および設計打合せで当社が指定した書類等を当社に提出する。
- (2) 前項規定の書類等以外であっても、取引先が一般的にその顧客に提供する情報や書類等は、当社にも提供願うものとする。

4. 3 確認申請書類

- (1) 当社が指定した、または、取引先が当社の確認を要すると判断した事項に関する書類（以下「確認申請書類」という）については、取引先は受注後速やかに確認申請書類の一覧表を作成して当社に提出するものとし、当該一覧表には確認申請書類の提出予定日とその返却希望日を併記する。
- (2) 個々の確認申請書類には当該書類が確認申請用であること、および、その返却希望日を表示する。

4. 4 確認

- (1) 当社は当社の有する知見の範囲内において確認申請書類を審査し、これを確認する旨の表示を付した当該確認申請書類を返却することにより当社の審査結果を取引先に通知する。
- (2) 当社が修正を指示した確認申請書類については、取引先は、当該修正を行った上で当社に再提出するものとする。
- (3) 当社が確認した確認申請書類といえども、細部の寸法・構造・強度、制作方法もしくは工事施工方法、または性能保証等に関する部分で、当社の知見・経験では判断が不可能なものについては当社の確認の対象外とする。
- (4) 当社が新たに指示した修正により、「購入品」或は「工事」の価格、または納期（工期）に変更を生じるときは、取引先は直ちに書面でその旨を当社に通知し、当社の同意を得るものとする。

5. 製作および納期（工期）管理

5. 1 製作の着手

- (1) 取引先は4. 4の当社の確認書類を受領した上で「購入品」、或は「工事」用部材の製作に着手するものとする。
ただし、当社が事前に製作の着手を認めた場合は、この限りではない。

5. 2 製作の下請

- (1) 取引先は、原則として当社が依頼した製品物は、自ら製作するものとする。ただし、当社の書面に

よる事前の承諾を得た上で、その一部または全部を第三者に下請させることができる。

- (2) 取引先は前項の承諾を得た場合においても、本基準書および本契約書に基づく履行義務を免れるものではなく、当社に対して負う一切の義務を当該第三者にも遵守させなければならない。

5. 3 支給品の取扱い

- (1) 当該役務の遂行に関し、当社が取引先に支給する機材、金型等（以下「支給品」という）については、取引先は支給品受領の都度検査を行い、支給品の名称、数量、受領日、異常の有無等を遅滞なく、書面で当社に通知するものとする。
（支給品の納品書に必要事項を記入し、FAXにより連絡することで可）
- (2) 取引先は、支給品を本契約の目的以外に使用してはならない。
- (3) 取引先は、当該支給品に当社所有であることを明示し、善良なる管理者の注意義務をもって保管する。
- (4) 取引先は、発注仕様書等で指示した場合、支給品保管状況を定期的に、書面で当社に連絡するものとする。
- (5) 支給品が有償の場合は、5. 3 (3), (4) および5. 5 (1) の支給品に関する規定は適用しない。
- (6) 支給品が有償の場合は、当該支給品の対価と役務の対価とを相殺することができる。
ただし、当社が取引先に対し有償支給材の代金と相殺するに当たっては、既に消費された支給材の代金に限り相殺するものとする。
- (7) 取引先の故意または過失によって支給品を滅失または毀損し、その使用または返還が不可能となった場合、取引先は当社との協議に基づき、当社の指定する期間内に代品を納入し、または原状に復し、もしくは当社の定める代償を支払うものとする。
- (8) 支給品に余剰が生じた場合は、取引先は、原則として7. 1の「購入品」等の納入時に当社に返却する。ただし、有償支給品、および、当社が特に指示した場合を除き、支給材料類の残材（端材、機械加工屑等）についてはこの限りではない。

5. 4 納期（工期）管理

- (1) 取引先は、「購入品」または「工事」の契約納期（工期）を遵守しなければならない。
- (2) 取引先は、当社が発注仕様書等で指定した場合、受注後速やかに、納期（工期）管理表を作成して当社に提出し、当社の確認を受けるものとする。
- (3) 前項の場合、取引先は、発注仕様書等の指示に基づき、或は当社の指定する都度、納期（工期）管理表に作業の進捗状況を記入して当社に提出するものとする。
- (4) 仕様変更等により、納期（工期）遅延のおそれが生じた場合、取引先は直ちに書面でその旨を当社に連絡し、当社の指示に従わなければならない。取引先からの連絡がない場合、当社は、仕様変更等にかかわらず、契約納期（工期）には変更がないものと判断する。

5. 5 役務進捗状況および支給品の調査

- (1) 当社は、取引先に連絡の上、役務の遂行状況および支給品の保管状況を随時調査できるものとする。
この場合、当社は必要に応じて納期（工期）管理または支給品管理に関する指示を行うことができるものとし、取引先はこれに従うものとする。

6. 検査および試験

6. 1 検査および試験の実施要領

- (1) 当社が依頼した場合、取引先は予め、もしくは、本契約の都度、役務の遂行において実施する検査および試験（以下総称して「検査等」という）の実施要領書（合否判定基準を含む）を当社に提出し、当社の確認を受けるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、取引先の了承の下に、当社が検査等の実施要領を提示する場合がある。

6. 2 法定検査および法定試験（法定検査等）

[2017年4月1日改定]

- (1) 役務遂行において、法令でその実施を義務づけられる法定検査等については、全て取引先の負担と責任においてこれを実施するものとする。

6. 3 任意検査および任意試験（任意検査等）

- (1) 発注仕様書等による申し入れにより、当社および当社の顧客は取引先の任意検査等に立会うことができるものとする。（以下、当社等が立会う任意検査等を「立会検査」、それ以外の任意検査等を「自主検査」という）ただし、立会検査における合格は、当該役務に関する取引先の当社に対する保証責任を免除するものではない。
- (2) 取引先は、立会検査の予定日を予め納期（工期）管理表に記入するものとし、かつ、その実施日の10日以上前に当社に連絡するものとする。
- (3) 立会検査および自主検査に要する費用は全て取引先の負担とする。（当社および当社の顧客の立会費用は含まない。ただし、再立会の場合は費用負担について取引先と協議することがある。）

6. 4 計測用機器

- (1) 取引先は、検査等に使用する計測用機器（以下単に「計装用機器」という）が定められた精度と機能を有し、使用時に正しい結果を示すことを保証するために、計測用機器の校正、記録、保管に関する管理を行わなければならない。
- (2) 検査等に使用する計測用機器は、校正検査合格品（有効期限付きの場合は同期限内）とし、原則として取引先が準備する。
- (3) 当社が依頼した場合、取引先は予め計測用機器の管理要領書を当社に提出し、当社の確認を受けるものとする。

6. 5 検査等の結果の報告

- (1) 取引先は、6. 2および6. 3に定める検査等の結果（合否の判定を含む）を、書面により、速やかに当社に報告するものとする。

6. 6 不適合の管理

- (1) 取引先は、製作の各工程、あるいは検査等において不適合を発見した場合、直ちに当社に連絡しなければならない。また、当該不適合品は明確に識別して管理し、当社の指示があるまでは次工程への進行または出荷を行ってはならない。
- (2) この場合、取引先は不適合に関する原因報告と併せて処置案を書面で当社に提出し、当社の確認を受けた後、処置を実施するものとする。
- (3) 取引先は、処置の完了を直ちに当社に報告し、当社の指示した方法で改めて検査等を実施しなければならない。

7. 納入および工事施工

7. 1 「購入品」等の納入に関する一般的要求事項

- (1) 取引先は、6. 2および6. 3規定の検査等の合格を確認した上で、「購入品」を、当社の指定場所に納入する。納品書には注文番号、注文品名、機器番号、分納・完納の別等を記載する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当社の支給図面により製作され、かつ、当社が立会検査を実施した「購入品」については、取引先は出荷の前に当社の出荷許可を受けるものとする。
- (3) 取引先は、納入する「購入品」の外表面（あるいは梱包）の見やすい位置に、注文番号、機器番号、および検査合格等を表示するものとする。
- (4) 予備品、付属品等がある場合には、取引先は、機器番号等で容易に識別できるよう分類、梱包し、その明細表を添付して納入するものとする。
- (5) 「購入品」（予備品、付属品、余剰支給品等を含む。以下同じ）および「工事」用部材の梱包・輸送については、それぞれの種類、性状等に応じた方法によるものとし、輸送中の損傷、散逸等を防止

するための適切な措置を講ずるものとする。

7. 2 「工事」施工に関する一般的要求事項（現地工事を伴う「購入品」の納入を含む）

- (1) 当社の指定する場所において「工事」を施工する場合は、取引先は関係法規および当社の定める諸規則を遵守するものとし、その詳細については、当社と取引先が協議の上決定する。
- (2) 当社が本図書類、または発注仕様書等で指示する品質に影響を及ぼす重要工程については、取引先は工程手順書（プロセスフローチャート）を作成し、当社に提出するものとする。
- (3) 「工事」施工用の設備は、適切に整備され、かつ、点検済みのものとする。
- (4) 取引先は、「工事」作業者の技能を評価し、適切な人選を行うものとする。
- (5) 「工事」の一部または全部を第三者に下請させる場合には、取引先は当社の書面による事前の承諾を得るものとする。この場合取引先は、当該下請人にも、本基準書、本契約、関係法規および当社の定める諸規則を遵守させるなど、取引先が当社に対して負う一切の義務を当該下請人にも遵守履行させなければならない。

8. 検収および引き渡し

8. 1 検収

- (1) 「購入品」または「工事」は、当社による機能、性能、その他の要求品質に対する適合確認をもって検査合格とする。検収は、検査合格後、検収書への当社検収印の押印により完了する。
- (2) 前項規定の検収完了と同時に「購入品」、または「工事」の当社への引渡しが完了し、この時点で、「購入品」または「工事」の所有権は取引先から当社に移転する。
- (3) 「購入品」または「工事」の検収時に当社が指摘した欠陥、不具合等については、取引先は当社との協議に基づき、無償で補修、改造等または代品納入を行い、再度当社の適合確認を受けなければならない。
- (4) 「購入品」または「工事」の検収については、検査合格または工事完了の確認終了後、原則7日以内に検収手続きを完了しなければならない。

8. 2 部分検収

- (1) 分納、もしくは「購入品」納入後現地工事を伴う場合には、当社と取引先が合意の上、部分的に検収し、当社が当該「購入品」または「工事」の引き渡しを受けることができるものとする。

9. 完成図書

9. 1 完成図書の提出

- (1) 取引先は、当社が完成図書としてその提出を指示した書類等については、納入後遅滞なく、指示部数を当社に提出するものとする。
- (2) 前項規定の書類等以外であっても、取引先が一般的にその顧客に提供する書類等は、前項に準じて、当社にも提供願うものとする。

10. 工業所有権

10. 1 工業所有権の権利化

- (1) 本契約に基づく設計、製作に関連して、当社および／または取引先が、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの工業所有権を申請する場合は、事前にその旨を当社に申し出て書面による承諾を得るものとする
- (2) 前項による工業所有権の帰属については、当社および取引先が協議して定めるものとする。

11. 保証

[2017年4月1日改定]

11. 1 瑕疵担保責任

- (1) 取引先は、原則として、当社顧客の使用開始後12ヶ月間（ただし、検収後18ヶ月間を超えない）その瑕疵を担保するものとする。この期間内に、当該役務に関して、取引先の責に帰すべき設計、材料および施工等の不備に基づく欠陥、不具合が生じたときは、当社との協議に基づき、無償で修理または交換をしなければならない。ただし、消耗品の正常な消耗による場合を除く。
- (2) 前項規定の修理または交換部品については、取引先は、当該修理または交換が行われたときから、原則としてさらに12ヶ月間、その瑕疵を担保するものとする。
- (3) 11. 1 (1) の修理または交換の実施に当っては、取引先は、その内容、方法等に関し、当社の事前の確認を受け、原則として当社の監督下において実施するものとする。
- (4) 前項の場合、当社または当社顧客の都合により、修理または交換の時期を当社が指定することができるものとする。

12. 品質保証

- (1) 取引先は、当社の要求品質の確保のため、効果的で経済的な品質保証体制を確立するものとする。
- (2) 当社は、取引先における役務の品質保証体制および品質保証活動の実施状況を確認するために、取引先の承諾を得て、取引先の工場・事務所等に立ち入り、調査等を行うことができるものとする。

13. 製造物責任

- (1) 製造物の欠陥に起因して、当社顧客ならびに第三者から損害の賠償を求められた場合は、取引先および／または当社はその欠陥に関する責任の所在に応じて当該損害（訴訟の場合、その費用も含む。）を賠償するものとする。
- (2) 前項の規定は、製造物責任法上の除斥期間満了の日まで効力を有するものとする。

以上